

東明中学校 いじめ防止基本方針

【校訓】 明るく すなおで たくましく

【学校教育目標】 心豊かで 進んで学ぶ たくましい生徒の育成

【育友会との連携】

評議員会、役員会、懇談会等様々な機会を利用して、生徒のがんばりや長所、心配なことなどをこまめに保護者に連絡したりして、日ごろから保護者との信頼関係を築く。

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、保健主事、養護教諭、生徒指導主任、保健安全担当、教育相談担当、人権教育担当、担任等
(必要に応じて)
スクールカウンセラー、育友会役員等

【教育委員会】

- 学校教育課
- 青少年教育センター
- 【関係機関】
 - 子ども子育て応援センター
 - こども・女性・障害者支援センター
 - 早岐警察署
 - 江上地区・針尾地区の派出所
 - 民生児童委員・主任児童委員

【いじめの防止】

- (1) 生徒指導の充実、校内体制の確立
- (2) 生徒の「規範意識」「思いやり」の育成
- (3) 生徒理解等校内研修の充実及び「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」、別添<参考資料>の活用、事例研究等による教職員の対応力の向上
- (4) 「特別の教科 道徳」を要とした教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実
- (5) 特別活動、生徒会活動を通して自己指導能力の育成
- (6) 保護者や地域との連携強化

以上を通して、いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成を図る。

【学校】

- ・定期的な教育相談とアンケート
- ・情報の共有化
- ・校内研修（生徒理解、人権意識の向上、資料活用）
- ・校内生活での観察
- ・「分かる授業」の実践
- ・道徳と特別活動の充実
- ・共に汗を流す部活動指導
- ・育友会、地域との連携
- ・関係機関との連携

【生徒】

- ・道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を身に付ける。
- ・協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的態度を身に付ける。
- ・「いじめをしない」「いじめを見抜く」「いじめを許さない」という人権感覚を身に付ける。

【保護者】

- ・子どもの様子の観察
- ・子どもとのコミュニケーション
- ・携帯・スマホ等の使用に関する家庭でのルールづくり
→メディア講習会の実施
- ・「いじめ」問題に対する理解と学校との連携
- ・育友会活動への積極的参加

【いじめの早期発見】

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、児童生徒理解支援システムの効果的な活用を図るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。その際、特に下記の点に留意する。

（1）教職員による観察や情報交換

生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有するよう努める。また、「児童生徒理解支援システム」を効果的に活用する。

（2）定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、生活ノート（学問のススメ）の活用等、きめ細かな把握に努める。

（3）教育相談体制の整備

校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、市教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

（4）相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

【学校】

- ・観察と情報交換
対策委員会、「報連相の素」
児童生徒理解支援システム
- ・教育相談・アンケートの実施
年2回の定期相談
機会に応じた個人面談
心の状況調査、生活アンケート
生活ノートへのコメント
- ・心の教室相談員、S C、S S Wなどとの連携
- ・学校以外の相談機関の広報

【生徒】

- ・すぐに相談しやすい大人へ相談する
→「いじめ」と感じる言動を受けた場合
→嫌な言動を見たり聞いたりした場合
→携帯、スマホ等による、誹謗中傷を受けた場合
→身体的、肉体的苦痛を受けた場合

【保護者】

- ・子どもの様子観察
→携帯、スマホ等の使用状況
→金銭の使用状況
→覚えがない身体的なあざ等を発見した場合
- ・学校との協力・連携
- ・学校以外の相談機関への相談

【いじめに対する措置】

- (1) いかなる場合も真摯に受け止め、関係する友達や保護者からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、関係者全員でその解決に取り組む。
- (2) いじめられている側の保護者の心情を、教職員は同じ立場に立って受け止める。そして、いじめの問題を自らの課題として捉え、全教職員が緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して事象に対応していることを保護者に伝え、信頼の回復に努める。
- (3) 保護者には、隨時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解してもらうとともに、学校に対しての安心感をもってもらうよう配慮する。

<措置の具体的項目>

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 的確な情報収集 | ② 基本的な緊急対応 |
| ③ 調査による実態把握 | ④ 解決に向けた指導・援助 |
| ⑤ 継続指導・経過観察 | ⑥ 再発防止 |

- ・悪ふざけや遊びと思われる行為であっても、その場の状況をより事情を聞く。
(その場での指導、見逃さない指導)
- ・明らかにいじめであるという行為については、保護者への連絡を密にする。(事情を説明し、家庭訪問)
- ・いじめにあった生徒の心のケアと事後の安全を確保する。
(全職員で注意を払いながら見守る、家庭での様子を保護者へ伺う。)
- ・状況に応じては、連携機関・専門機関に相談する。
- ・学年部会、生徒指導部会により再発防止の検討を確認する。